

# 環境基準項目・要監視項目・要調査項目について（人の健康に係る項目）

## 環境基準項目 (公共用水域27項目) (地下水28項目)

現在得られている健康影響等に関する知見、公共用水域等における検出状況等から判断して、水環境の汚染を通じ人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、水質汚濁に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずる必要があると考えられる物質

環境基本法に基づき環境省告示により指定

各都道府県に常時監視の義務あり

通常、環境基準への設定等を踏まえ検討

**排水基準**      **水質汚濁防止法**

- 特定事業場から公共用水域に排出される水の水質測定・基準遵守義務
- 通常、環境基準の10倍値を設定（技術的に対応が困難な業種には、経過措置として暫定排水基準を設定。）

## 要監視項目 (公共用水域27項目) (地下水25項目)

公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに水質環境基準健康項目とはせず、引き続き公共用水域等の検出状況などの知見の集積に努めるべき物質

環境省水・大気環境局長通知により指定

国及び各都道府県が水環境中の調査の実施に努める

← **PFOS及びPFOA**  
暫定的な指針値※を設定

※ 国際的にも毒性評価が定まっていない等から明確に指針値を定めることは困難であるが、水環境における監視強化のため暫定的に定める指針値

## 要調査項目 (136項目)

個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質

環境省水環境課長通知により指定

水環境中の調査の実施等、環境省による知見や情報の収集を実施

← **PFHxS**